

○岸和田市財務規則（抜粋）

平成9年4月1日規則第11号

最終改正 令和2年3月31日規則第22号

（公共工事の前金払の対象等）

**第56条** 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証に係る公共工事（以下「公共工事」という。）で、かつ、工期が2月以上のもののうち、請負金額130万円以上のものに限り、当該請負金額の4割以内の前金払をすることができる。

2 公共工事のうち、次の各号に掲げる要件に該当するものに限り、前項の範囲内で既にした前金払に追加して当該請負金額の2割以内の前金払をすることができる。

- （1） 工期の2分の1を経過していること。
- （2） 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- （3） 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- （4） 第129条に規定する特約に基づく部分払の請求がされていないこと。

3 前2項の規定により、前金払をするときは、1万円未満の端数を切り捨てるものとする。

（公共工事の前金払の請求）

**第57条** 各部課等の長は、公共工事の請負者から前金払の請求があったときは、当該請負者から保証事業会社と保証契約を締結したことを証する書類を提出させた上、これを支出命令書に添付しなければならない。

（公共工事の前払金の返還）

**第58条** 各部課等の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金の全部又は一部を返還させることができる。

- （1） 保証事業会社が保証契約を解除したとき。
- （2） 請負契約を解除したとき。

## 第8章 契約

### 第1節 契約の手続

（入札の公告）

**第104条** 各部課等の長は、一般競争入札を行おうとするときは、当該入札期日の少なくとも5日前までに公告しなければならない。ただし、緊急やむを得ない理由があるときは、その期日を1日前までに短縮することができる。

2 前項の公告には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- （1） 入札に参加する者に必要な資格
- （2） 入札の場所及び日時
- （3） 入札に付する事項
- （4） 入札の効力に関する事項
- （5） 契約条項を示す場所及び期間
- （6） 入札保証金に関する事項
- （7） 施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けたときは、その旨
- （8） 契約書作成の要否
- （9） 提出させるべき書類
- （10） 契約が議会の議決を要するものである場合は、その議決があったときに本契約が成立する旨
- （11） その他入札に関し必要な事項

（資格の確認）

**第105条** 各部課等の長は、一般競争入札を行うときは、入札に参加の申出をした者について、入札に必要な資格を確認しなければならない。

2 各部課等の長は、前項の確認の結果を入札に参加の申出をした者に通知しなければならない。

（入札保証金の額）

**第106条** 施行令第167条の7第1項の規定により納付させる入札保証金の額は、その者の入札予定金額の

100分の3（インターネットを利用して公有財産及び物品の売払いを行う事務の手續（以下「インターネット公有財産等売却システム」という。）による入札の場合にあっては、予定価格の100分の10）に相当する額以上とする。

（入札保証金の納付）

**第107条** 前条の入札保証金は、現金又は第130条各号に掲げる有価証券で納めなければならない。

- 2 一般競争入札に参加しようとする者は、入札保証金納付書により、会計管理者に入札保証金を納めなければならない。
- 3 会計管理者は、前項の規定により入札保証金を納付した者に入札保証金納付済書を交付しなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による入札保証金の納付は、インターネット公有財産等売却システムによる入札の場合にあっては、当該インターネット公有財産等売却システムを管理する事業者の保証をもってこれに代えることができる。

（入札保証金の納付の免除）

**第108条** 各部課等の長は、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- （1）一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- （2）施行令第167条の5第1項に規定する資格を有する者で、過去2年の間に国（公団等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（入札の手續）

**第109条** 各部課等の長は、一般競争入札を行おうとするときは、当該入札に参加しようとする者をして、第107条第3項の規定により交付を受けた入札保証金納付済書を提示させ、納付の確認をしなければならない。

- 2 各部課等の長は、入札者が代理人であるときは、その代理権を有することを証する書面を提出させなければならない。

（予定価格の設定）

**第110条** 各部課等の長は、一般競争入札の開札を行うときは、予定価格を記載した書面を封書にし、開札場所に置かなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要であると認める入札については、予定価格を入札前に公開することができる。

（最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合等）

**第111条** 各部課等の長は、施行令第167条の10第1項の規定により、最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者としようとするときは、その理由を付して市長の決裁を受けなければならない。

- 2 前条の規定は、施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設けた場合について準用する。

（落札者の通知）

**第112条** 各部課等の長は、一般競争入札の落札者を決定したときは、直ちにその旨を入札に参加した者に通知しなければならない。

（入札保証金の還付）

**第113条** 各部課等の長は、落札者以外の者に対しては落札者が決定した後に、落札者に対しては契約が確定した後において、入札保証金を還付しなければならない。この場合において、第107条第3項の入札保証金納付済書を提出させ、これに当該入札保証金を還付すべき旨を記載して返還し、これに基づき会計管理者から入札保証金の還付を受けさせるものとする。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、入札保証金については、落札者の申出により契約保証金又は売払代金（公有財産又は物品の売払いをする場合であって、当該売払いの契約に係る契約保証金の納付を免除するときのものに限る。）の全部又は一部に充当することができる。

（入札保証金の帰属等）

**第113条の2** 落札者が、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、入札保証金は、本市に帰属する。

- 2 第108条第2号の規定により入札保証金の納付を免除された者が、正当な理由がなく期限までに契約を

締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

(指名競争入札の入札参加者の指名)

**第114条** 各部課等の長は、施行令第167条の規定により指名競争入札を行おうとするときは、当該入札に参加させようとする者をなるべく10人以上指名しなければならない。

2 各部課等の長は、前項の指名をしたときは、当該指名を受けた者に対し、第104条第2項第2号から第11号までに掲げる事項を通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

**第115条** 第106条から第113条の2までの規定は、指名競争入札を行おうとする場合について準用する。

(随意契約を行う場合の見積書の徴取)

**第116条** 各部課等の長は、施行令第167条の2第1項の規定により随意契約を行おうとするときは、なるべく2人以上の者を選んで、それらの者から見積書を徴しなければならない。

(施行令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合)

**第117条** 施行令第167条の2第1項第1号の規定により、売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあっては、予定貸借借料の年額又は総額)が、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表の右欄に定める額を超えない場合は、随意契約によることができる。

(1) 工事又は製造の請負	130万円
(2) 財産の買入れ	80万円
(3) 物件の借入れ	40万円
(4) 財産の売払い	30万円
(5) 物件の貸付け	30万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

(随意契約の手続)

**第117条の2** 施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続は、次のとおりとする。

(1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。

(2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法、選定基準、申込方法等について公表すること。

(3) 契約を締結した後において、契約金額、契約締結日、契約の相手方の名称、契約の相手方とした理由等について公表すること。

2 前項各号の規定による公表は、契約に関する事務を所管する部課等において閲覧に供する方法及び市ホームページに掲載する方法により行うものとする。

(せり売り)

**第118条** 第104条から第109条までの規定並びに第112条から第113条の2までの規定は、施行令第167条の3の規定によりせり売りを行う場合について準用する。

## 第2節 契約の締結

(契約書の作成及び保管等)

**第119条** 各部課等の長は、契約を締結するときは、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金その他必要な事項を記載した契約書を2通作成し、各部課等の長及び契約の相手方が各1通を保管しなければならない。

(契約書の作成の省略)

**第120条** 各部課等の長は、次の各号に掲げる場合においては、前条第1項の規定にかかわらず契約書の作成を省略することができる。

(1) 施行令第167条の5第1項に規定する資格を有する者による一般競争入札若しくは指名競争入札又は随意契約の方法による契約で、契約金額が1件につき130万円に満たないものをするとき。

(2) せり売りに付するとき。

(3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。

(4) 第1号に規定するもの以外の随意契約について、各部課等の長が契約書を作成する必要があると認めるとき。

(契約保証金の額)

**第121条** 施行令第167条の16第1項の規定により納付させる契約保証金は、契約金額の100分の10に相当す

る額（インターネット公有財産等売却システムによる入札の場合にあつては、第106条の規定による当該インターネット公有財産等売却システムによる入札に係る入札保証金の額）以上とする。

（入札保証金に関する規定の準用）

**第122条** 第107条及び第113条の規定は、契約保証金の納付及び還付について準用する。この場合において、第107条第2項中「一般競争入札に参加しようとする者」とあるのは「契約の相手方」と、第113条第1項中「落札者以外の者に対しては落札者が決定した後に、落札者に対しては契約が確定した後」とあるのは「契約の履行の確認をした後」と、同条第2項中「落札者の申出により契約保証金又は売払代金（公有財産又は物品の売払いをする場合であつて、当該売払いの契約に係る契約保証金の納付を免除するときのものに限る。）」とあるのは「公有財産又は物品の売払いに限り、契約の相手方の申出により売払代金」と、それぞれ読み替えるものとする。

（契約保証金の納付の免除）

**第123条** 各部課等の長は、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約又は公共工事履行保証証券による保証を付したとき。
- (2) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に国（公団等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (4) 公有財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (5) 第113条第2項の規定により入札保証金を売払代金に充当するとした場合において、当該売払代金から当該充当しようとする額を控除した額が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が第117条の表左欄に掲げる契約の種類に応じて、それぞれ同表右欄に定める金額以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (7) 国、他の地方公共団体又は公共的団体と契約する場合等、市長において契約保証金を納付させる必要がないと特に認めるとき。

（議会の議決を要する契約）

**第124条** 各部課等の長は、議会の議決を要する契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨の文言を付した仮契約書により、仮契約を締結することができる。

2 各部課等の長は、前項の仮契約を締結したときは、次の各号に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

- (1) 仮契約の内容
- (2) 仮契約の相手方の住所及び氏名
- (3) 仮契約を締結した年月日
- (4) その他必要な事項

3 契約担当者は、仮契約を締結した事項について議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を相手方に通知しなければならない。

### 第3節 契約の履行

（監督）

**第125条** 各部課等の長又は各部課等の長から監督を命じられた職員（以下「監督職員」という。）の行う監督は、立会い、指示、工事、製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法によらなければならない。

（監督職員の報告）

**第126条** 監督職員は、各部課等の長と緊密に連絡をとるとともに、各部課等の長の要求に基づき、又は随時に、監督の実施状況について報告しなければならない。

（検査）

**第127条** 各部課等の長又は各部課等の長から検査を命じられた職員（以下「検査職員」という。）は、必要があると認めるときは、監督職員を立ち合わせ、又は破壊、分解若しくは試験をして、検査を行うものとする。

2 各部課等の長又は検査職員は、検査の結果を記載した書面を作成し、検査職員にあつては、各部課等

の長に提出しなければならない。この場合において、契約の履行が契約の内容に適合しないものであるときは、とるべき措置について意見を付さなければならない。

(監督又は検査の委託)

**第128条** 前3条の規定は、施行令第167条の15第4項の規定により委託を受けた者が監督又は検査を行う場合について準用する。

(部分払の限度)

**第129条** 各部課等の長は、工事若しくは製造その他の請負契約又は物件の買入契約について、当該契約の既済部分又は既納部分に対する代価が契約金額の10分の2を超えた場合においてのみ、その全部の完済前又は完納前に代価の一部を支払う旨の特約をすることができる。

2 前項の特約において定める部分払の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 工事又は製造その他の請負契約にあつてはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあつてはその既納部分に対する代価を超えることができない。

(2) 第56条の規定により前金払をした公共工事にあつては、前項中「10分の2」とあるのは「10分の5」と読み替え、次の式により算出した額を超えることができない。

$$\text{出来高金額} \times \left[ \frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負金額}} \right] - \text{既部分支払額}$$